

岩手県告示第640号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成23年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 八幡平市
- 2 事業の種類 八幡平市庁舎建設事業及び多目的ホール建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県八幡平市野駄第21地割及び第22地割地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

八幡平市庁舎建設事業及び多目的ホール建設事業（以下「本件事業」という。）は、八幡平市が策定した第1次八幡平市総合計画及び八幡平市庁舎建設基本計画に基づく施設の整備に関する事業であり、八幡平市庁舎建設事業は法第3条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎」に該当し、また、多目的ホール建設事業は同条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である八幡平市は、八幡平市庁舎及び多目的ホール（以下「本件施設」という。）を管理する地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である八幡平市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

八幡平市は、平成17年9月1日に、旧岩手郡西根町、旧同郡松尾村及び旧同郡安代町が合併して誕生した市である。

合併にあたり、平成17年1月13日に調印した合併協定において、新市の庁舎建設のための庁舎建設基金を創設し、合併後5年を基本として新庁舎を建設することを定めている。また、平成19年3月に策定した第1次八幡平市総合計画においても、行政の効率化を図るため、新庁舎建設事業を推進することとし、さらに、平成21年5月には八幡平市庁舎建設基本計画を策定している。

旧町村合併後の市庁舎については、旧西根町役場を市本庁舎及び西根総合支所として、旧松尾村役場を松尾総合支所として、旧安代町役場を安代総合支所として利用しているものの、旧西根町役場については、全ての本庁機能を集約できなかつたため、一部の組織を旧松尾村役場に分散し、さらに従前の会議室や相談室等を執務室に転用しているため、会議を開催する場合は隣接する市民センターを利用している。また、相談業務についてはロビー等で行っているため市民のプライバシーを守ることができず、職員の効率的な執務体制及び市民サービスの提供に支障を来している状況である。さらに、昭和51年度に建築した旧松尾村役場について、平成19年10月に耐震診断を実施した結果、3階建のうち、1階及び2階の耐震性能が乏しいため耐震補強工事を施工する必要があると判断されたが、残耐用年数は15年しかないので、庁舎の補強工事を行うか新築するかの判断を迫られている。

また、本庁舎に隣接する市民センターについては、旧町村合併前は市民による芸術文化の同好会活動等の交流の場及び発表の場として活発に利用されてきたが、旧町村合併後は、狭い本庁舎スペースを補完するために会議室等に使用していることから、市民活動のための利用申込みを断らざるを得ない状況である。

本件事業の完成により本庁舎に全ての組織が集約され、職員の執務体制の効率化、市民サービスの向上を図ることができると認められる。また、新庁舎に隣接して建設される多目的ホールについては、市が主催する研修会、会議、各種保健事業等を効率よく開催することができることと、現在、会議室等に使用している市民センターは、旧町村合併前の用途であった市民交流や活動の場として利用できることとなり、低下していた市民サービスを回復することができることと認められる。さらに、松尾総合支所については、全機能を本庁舎に移転して庁舎を解体撤去することにより、来庁者及び職員の安全が確保されることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）に規定する対象事業に該当していない。また、起業者が任意に行った調査によれば、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在は認められなかった。なお、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の所在は確認されなかったが、本件事業の施行中に埋蔵文化財の存在が確認された場合は八幡平市教育委員会と協議し適切な措置を講ずることとしている。

また、本件施設の高さを3階建に抑えることにより、景観の保護及び日照障害の軽減に配慮するとともに、地中熱等の再生可能エネルギーを利用することにより、経費の節減及び環境負荷の軽減を図るよう計画されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件施設のうち八幡平市庁舎については、八幡平市定員適正化計画による平成25年度目標人員373名のうち、本庁舎に勤務する200名を基準として、国土交通省が策定した新営一般庁舎面積算定基準で定められた面積を基準としながら、ユニバーサルデザインを考慮した必要最小限の範囲であると認められる。

また、本件施設のうち多目的ホールについては、各種保健事業等の用途に使用するための必要最小限の範囲であると認められる。

さらに、駐車場及び通路については道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会編集）及び国土交通省が策定した建築設計基準（平成18年3月31日付け国営第158号）により適正に計画されていると認められる。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲であると判断される。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現庁舎は、(3)アで述べたように、行政の効率的な執務体制の確立及び市民サービスの向上の支障となっているので、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を

充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 八幡平市役所